

フリマ
アプリ

上手に利用していますか?

インターネット
オークション

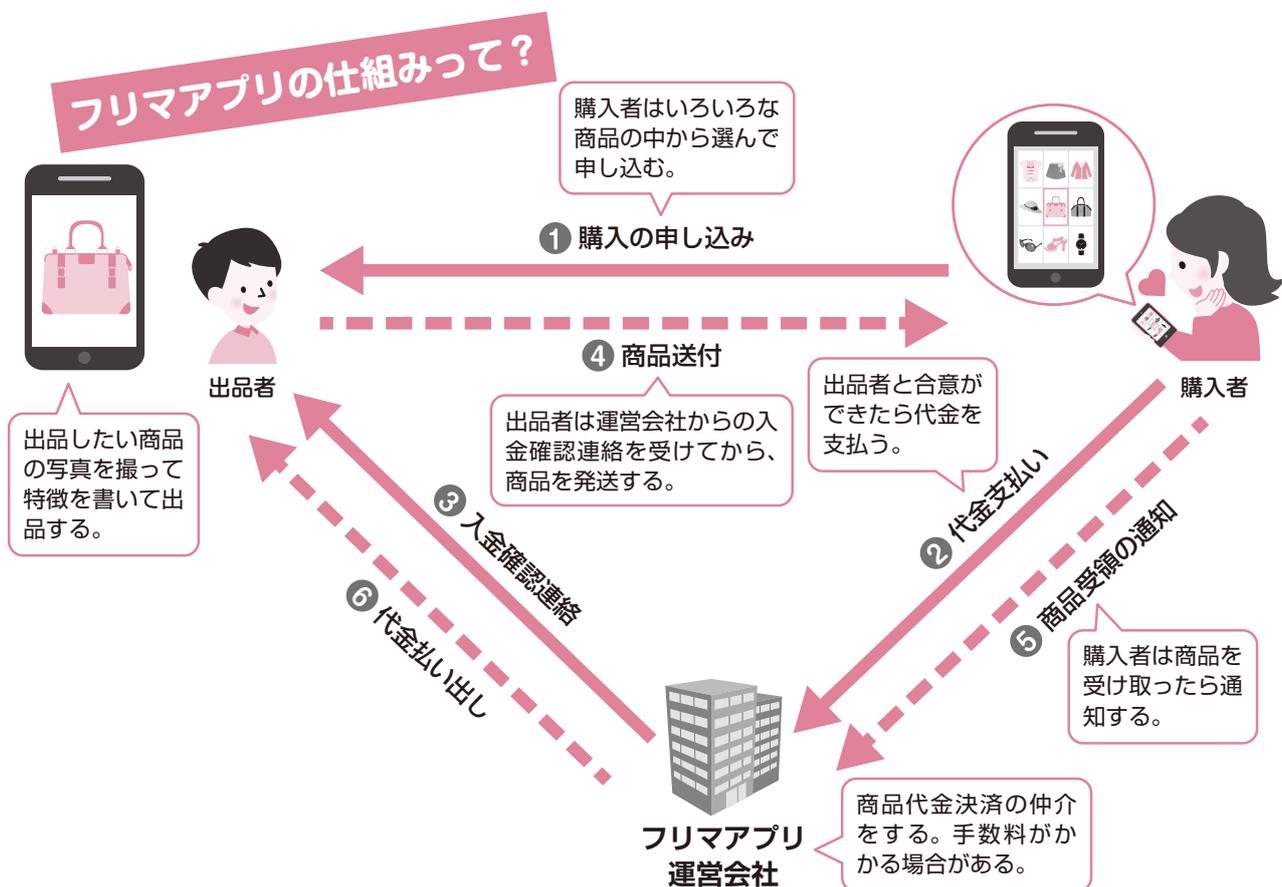
～個人間の取引には自己責任が伴います～

最近テレビCMでも見られるようになったフリマアプリ。「どんなサービスだろう?」と気になる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。「わが家では不要だけど、他の家では必要な物かも?」「捨てるのはもったいないな～」など、不用品を整理しながら「ちょっとした副収入になったらうれしい」という気持ちから利用者も増えています。また、インターネットオークションも、手軽に不用品を出品できるツールとして利用されています。

不用品が整理できて、収入にもなる…お得感満載のようですが、思いがけないトラブルになる事も…フリマアプリやインターネットオークションの仕組みを知って、賢く利用しましょう。

1 フリマアプリ編

フリマアプリの仕組みって?



フリマアプリQ&A

Q1 そもそもフリマアプリってどういうサービスですか？

A1 フリマアプリは、ネット上でフリーマーケットのように物品の売買を行えるアプリです。個人間取引が基本で、商品の売買契約は出品者と購入者の間で直接成立します。フリマアプリの運営会社は代金の支払いには関わっていますが、基本は売買の場を提供しているだけです。

Q2 商品の代金を出品者と購入者の間で直接やり取りしないで、アプリ運営会社を介して行なう「エスクローサービス」とはどのようなサービスですか？

A2 エスクローサービスとは、購入者がフリマアプリ運営会社に一旦購入代金を預けて、出品者から商品が送られて来たことを確認して通知すると、フリマアプリ運営会社が出品者に支払いをする仕組みのことです。

Q3 トラブルにならないためにはどんなことに注意する必要がありますか？

A3 安心して取引を行うには、まず初めに、取引相手の評価やプロフィールを確認しましょう。また、購入を希望する商品について不安な点や疑問な点は、事前に出品者に質問等して、十分に確認しましょう。

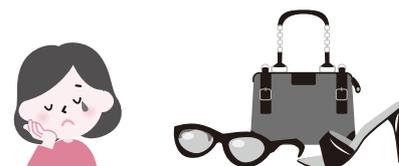
Q4 何かトラブルが発生した時には、フリマアプリ運営会社が解決してくれるのですか？

A4 大手のフリマアプリ運営会社の規約では、商品等の売買でトラブルが起きた時には当事者で解決すると定めています。場合によっては、運営会社が間に入ることもあるようですが、あくまで「自己責任」が原則です。

〇〇利用規約

第〇条 出品者、購入者の間で商品等に関してトラブルが発生した場合は当該ユーザー間で解決するものとします。

フリマアプリ こんなトラブル、あんなトラブル



その1 着なくなった洋服をフリマアプリに出品した。購入者から、「色が違う」というクレームが来た。自分は洋服の写真は何も加工していないと伝えたが、購入者は納得しない。1か月経っても、購入者が受取り手続きをしないので、代金を受け取ることが出来ず、返品して欲しいと言っても返品もしてくれない。

その2 フリマアプリでパソコンを購入した。3年間使用しているが、問題なく使用できるというので代金を支払った。初めは問題なく使えたが、数か月で故障して、修理には高額な費用がかかるという。初めから問題あるパソコンだったのではないかと不信。

POINT



フリマアプリでは中古品も多く出品されています。中古品に対する認識が出品者と購入者の間で違いがあったり、中には悪意のある人が紛れているかもしれません。そのようなリスクを認識したうえで利用する必要があります。また、消費生活センターでは原則的には個人間の契約には介入できません。

② インターネットオークション編

インターネットオークションは購入希望者が欲しい商品を競り合って落札します。競りの醍醐味がある一方、様々なトラブルにも注意が必要です。

「予約販売」「入金後発送」というので、落札して支払いを済ませたが商品が送られて来ない。



出品者から「落札者がキャンセルしたので、次点のあなたと取引したい」とメールが来た。代金を振り込んだが商品が送られて来ない。

チケットを落札して、コンサートに行ったら転売されたものなので入場できないと言われた。



一旦出品したが、都合で出品を取りやめた。ネットオークション運営会社から利用料の請求を受けた。



オークションサイトからメールが来たと思い、IDとパスワードを入力したが、後からサイトのアドレスでないと気付いた。



数年前ネットオークションを利用したことがあり会員登録した。もう、ネットオークションはしないので会員登録を解約したいが、IDやパスワードを忘れてしまって、解約できない。

フリマアプリ・インターネットオークションのトラブルを防ぐために!

1. 利用規約を確認しましょう。

利用規約は、フリマアプリやインターネットオークションサービス提供者が定めた利用のためのルールです。どのような場合に利用料がかかるか、出品が禁止されている商品はどのようなものがあるか、送料の負担等、サービスの利用を開始する前に必ず読んで確認しましょう。

2. 補償の適用条件を確認しましょう。

規約で禁止されている行為をすると補償が受けられなくなることがあります。どのような場合に補償が受けられるか確認しましょう。

3. IDとパスワードをきちんと管理としましょう。

IDとパスワードで本人確認がされます。第三者に知られてしまうと、なりすまされて悪用されるようなこともあります。また、解約する際にも必要なため、きちんと管理しましょう。

4. 偽物だと知りながら出品すると、商標権^(注1)侵害を問われたり、刑法に触れる可能性があります。

(注1) 商標権: 知的財産権の一つ。自社の商品を他社の商品と区別する為の文字・図形・色彩などの結合体を独占的に使用できる権利。

POINT

個人でも、商標権侵害に問われることがあるので、注意が必要です!



「インターネットオークションにおける販売業者に係わるガイドライン」では、一定回数以上、反復継続して取引を行う場合には、個人ではなく、「販売業者」とみなされる場合があります。この場合は特定商取引法の表示の義務等が発生します。

まとめ

トラブルが起きてからだと、「相手の所在が分からず解決できない」ということになりがちです。取引を始める前の慎重さが肝心です!



くらしのちえいっぱい!!

～発見しようくらしのヒント～

第42回 台東区消費生活展

日時 平成29年10月13日(金)・14日(土)
午前10時～午後4時(14日は午後3時30分まで)

会場 台東区役所 10階

今年で42回を数える消費生活展は、安全で豊かなくらしを守るために、広く区民の皆さんに消費生活の情報提供を行っているものです。同時に区内の消費者団体が中心となって、日頃の活動や研究の成果を発表します。

今年は35団体が参加し、体験やクイズなど楽しい企画を通して「くらしに役立つ情報」を発信します。そのほかにも、姉妹都市 宮城県大崎市、友好都市 福島県会津美里町の関係団体による郷土の紹介や特産物の販売、ミニ講座や手作り教室、出前寄席、おもちゃの交換会、クイズラリーなど楽しい催しもたくさんあります。

お誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

*** 物産販売 ***



大崎市と会津美里町の物産販売

*** パネル展 ***



くらしに役立つ情報満載

*** おもちゃの交換会 ***



家で眠っているおもちゃはありますか?

1人2点まで

etc.

お問い合わせ くらしの相談課消費者担当 TEL03(5246)1144

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



トラブルにあった時は、
早めに消費生活センターへ
ご相談下さい。



「クレジット・サラ金相談」も
常時開設しています。
多重債務で困っている方は、
ぜひご相談ください。